

療育手帳等に係る情報提供に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福島県障がい者総合福祉センター（以下「当センター」という。）所長が、知的障がいに係る判定を受けた本人等の申請に基づき、当センターが保有する療育手帳等に係る情報について提供する場合の取扱いを定める。

(申請者)

第2条 前条に定める情報の提供を申請することができる者（以下「申請者」という。）は、次の者とする。

- (1) 知的障がいに係る判定を受けた者（以下、「本人」という。）
- (2) 保護者

(注) 保護者とは、知的障害者福祉法第15条の2に規定する保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、知的障がい者を現に保護するものをいう。ただし、児童福祉法第27条第1項第3号又は第27条の2の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設等に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設等の長とする。以下同じ。）をいう。

(3) 代理人

2 前項(3)に規定する代理人とは次の者であり、かつ、申請理由に正当性及び必要性があると当センター所長が認めた場合に限るものとする。

(1) 次のアからエのいずれかに該当する場合

ア 本人の親族からの申請である場合

(注) 当該要領でいう親族とは民法第725条の規定を準用し、次の①又は②の者とする。

- ① 本人の六親等内の血族
- ② 三親等内の姻族

イ 本人の障がい福祉サービス利用等のために、真に必要と認められる場合
(例：就業・生活支援センター、障がい福祉サービス事業所等)

ウ 情報を提供することが、明らかに本人の利益になる場合
(例：成年後見人候補等支援団体、民生委員等)

エ 本人又は保護者から受任した事業者、機関等からの申請である場合
(例：税理士、司法書士、行政書士、社会保険労務士等)

(2) 本人及び保護者が死亡している場合、前項(3)に規定する代理人とは、次の者とする。

ア 親族

イ 親族から委任を受けた者

(3) (1)又は(2)以外の者からの申請については、当センター所長が必要性及び正当性の確認を行い、任意代理人として適当か判断するものとする。

(申請に係る必要書類)

第3条 申請者は、本人の居住地（援護地）を管轄する福祉事務所長又は町村長（以下「所長等」という。）に対し、次の書類を提出の上、情報の提供を申請するものとする。

(1) 本人による申請の場合は、ア及びイを提出すること。

ア 情報提供依頼書（様式第1号）

イ 本人の身元及び現住所が確認できる書類

（注）療育手帳の写し。療育手帳を所持していない場合、もしくは紛失した場合は、個人番号カード（顔写真のある表面のみ）、運転免許証等、本人の身元及び現住所の確認ができる書類の写し。

(2) 保護者による申請は、アからエの全て、並びに、オからカのうち該当するものを提出すること。

ア 情報提供依頼書（様式第1号）

イ 本人の身元及び現住所が確認できる書類

（注）療育手帳の写し。療育手帳を所持していない場合、もしくは紛失した場合は、個人番号カード（顔写真のある表面のみ）、運転免許証等、本人の身元及び現住所の確認ができる書類の写し。

ウ 保護者の身元及び現住所が確認できる書類の写し

（注）個人番号カード（顔写真のある表面のみ）、運転免許証等、保護者の身元及び現住所の確認ができる書類の写し。

エ 本人と保護者との関係を示す書類

（注）例えば、以下のもののような書類の写し（1種類で可）。

（例）療育手帳の「保護者」欄が分かる部分、戸籍謄本、成年後見人登記事項証明書、里親委託したことが分かる書類、施設への入所を証明する書類等の写し。

オ ウに記載された住所とエに記載された保護者の住所が異なる場合

保護者の戸籍の附票

カ その他、当センター所長が必要と認める書類

(3) 代理人による申請であり、本人又は保護者が生存している場合は、アからエの全て、並びに、オからキのうち該当するものを提出すること。

ア 療育手帳等に係る情報の提供について（依頼）（様式第2号）

イ 本人又は保護者からの委任状（様式第3号）

ウ **様式第3号**における委任者の身元及び現住所が確認できる書類

（注）療育手帳の写し。療育手帳を所持していない場合、もしくは紛失した場合は、個人番号カード（顔写真のある表面のみ）、運転免許証等、委任者の身元及び現住所の確認ができる書類の写し。

エ 代理人の身元及び現住所が確認できる書類の写し

① 代理人が個人の場合

個人番号カード（顔写真のある表面のみ）、運転免許証等、代理人の身元及び現住所の確認ができる書類の写し。

（注1）法人格のない団体（弁護士、社会保険労務士等の事務所等）の代表が申請者である場合は、個人として取り扱うものとし、申請書に記載する申請者の住所は、代理人個人の住所とする。

（注2）社会保険労務士、行政書士等が申請する場合は、受注された業務に関する資格を有していることを証明する書類の写しを添付すること。

② 代理人が法人の場合

法人に係る登記事項証明書等

オ 代理人が親族の場合

戸籍謄本等（本人と代理人の親族関係が確認できること）

カ エに記載された住所とオに記載された住所が異なる場合

代理人の戸籍の附票

キ その他、当センター所長が必要と認める書類

(4) 代理人による申請であり、本人及び保護者が死去している場合は、アからエの全て、並びに、オからキのうち該当するもの全てを提出すること。

ア 療育手帳等に係る情報の提供について（依頼）（様式第2号）

イ 本人又は保護者の身元が確認できる書類

(注) 療育手帳の写し。療育手帳を所持していない場合、もしくは紛失した場合は、運転免許証等、本人又は保護者の身元の確認ができる書類の写し。

ウ (3)エの書類

(注) 親族から委任を受けた者が申請する場合は、委任した親族(様式第3号における委任者)及び受任して申請する者(様式第3号における代理人)の両方に係る書類を提出すること

エ 本人と親族との関係を示す書類

除籍謄本等

オ 親族から委任された者が申請する場合、当該親族からの委任状(様式第3号)

カ ウに記載された親族の住所と、エに記載された住所が異なる場合
親族に係る戸籍の附票

キ その他、当センター所長が必要と認める書類

(進達)

第4条 所長等は、第3条による申請があったときは、提出された書類一式に、「療育手帳等に係る情報の提供について(進達)」(様式第4号)を添えて、速やかに、当センター所長に進達するものとする。当センター所長は、提出書類に不備があった場合、書類一式を所長等に差し戻すものとする。

(提供する情報等)

第5条 当センター所長は、第4条による進達があったときは、所長等に対し、以下の(1)から(3)を送付する。

(1) 療育手帳等に係る情報の提供について(回答)(様式第5号)

(2) ア及びイの写し

ア 療育手帳等に係る情報の提供について(送付)(様式第6号)

イ 申請者が求める書類のうち、当センター所長が提供することを認めた書類

(3) (2)のア及びイの本書を封入し、申請者名を記した封筒

2 前項(1)から(3)の送付を受けた所長等は、前項(3)を、申請者に対し、交付する。

附則

この要領は、令和6年11月1日から施行する。